

平成30年9月21日

仙台市スポーツ少年団 単位団

- ・ 代表指導者
- ・ 指導者
- ・ 親の会会長
- ・ 保護者 各位

仙台市スポーツ少年団
本部長 吉田 尚

スポーツ少年団の活動における暴力行為等を根絶する取り組みについて(通知)

日頃より、少年団を通じたスポーツ振興につきまして、格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
現在、マスコミ報道等によりスポーツ指導の現場において、指導者からのパワーハラスメント(暴言・暴力等)の報道が続いております。

スポーツ少年団においては、従前より暴力行為の根絶に向けた取り組みを実施しており、平成27年11月に日本スポーツ少年団において、「スポーツ少年団登録者(指導者・団員・育成母集団含む)処分基準」が制定されております。

しかしながら、当スポーツ少年団においても、指導者による不適切な指導等についての相談が毎年寄せられている現状がございます。

このことは、当スポーツ少年団として誠に遺憾であり、今後も指導者に対する一層の意識啓発を図り、再発防止に努めてまいります所存です。

暴力・暴言等の行為は、スポーツ少年団の理念に反するものであるとともに、団員の心身に深刻な悪影響を与え、いかなる場合でも決して許されるものではありません。

各団におかれましては、日頃より暴力根絶に向けた取り組みを行っていただいていることとは存じますが、今回の一連の報道を機に、今一度、日頃の指導状況や団の活動環境についてご確認いただき、指導者及び保護者等団関係者が一丸となり、スポーツ少年団の活動における暴力行為等の根絶に向けた取り組みを徹底されるようお願いいたします。

記

1 送付資料

- ① スポーツ指導者のための倫理ガイドライン
- ② スポーツ少年団登録者処分基準
- ③ セルフチェックシート「あなたの考えや行動をチェックしてみましょう」

【裏面に続く】

2 各単位団での取り組みについて

- ① 本通知内容について、全ての団関係者で情報共有を行ってください。
- ② 同封したセルフチェックシートにより、日頃の考え方や行動の確認及び、振り返りを行ってください。
- ③ 各団の状況に応じ、各人が記入したセルフチェックシートを用いて、意見交換等のミーティングを実施してください。

3 同封した資料について

今回、同封いたしました資料につきましては、仙台市スポーツ少年団ホームページにも掲載しておりますので、必要に応じてご確認・ご活用ください。

【参考】 同封資料「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」より抜粋

- プレーヤーの人生に深く関わりを持つ指導者の喜びとは、プレーヤーとともに成長することであり、プレーヤーからの感謝などであると思います
このガイドラインは、指導者の言動を制限するためではなく、指導者がスポーツの現場においてプレーヤーを最優先し、プレーヤーとの間に適切な人間関係を構築するために作成したものです
- あらゆる暴力やハラスメントをしない、許さない
 - ▷ 殴る、蹴る、突き飛ばすなどの身体的制裁、言葉や人格の否定などの暴力行為は、スポーツの価値を否定する行為です
 - ▷ プレーヤーの人格や尊厳を否定するような発言は、言葉の暴力になります
たとえ、プレーヤーを励ましたり、道義づけするための声掛けであっても、指導者は一般社会で受け入れられるような言葉づかいを心がけましょう
- 正当な理由なくプレーをさせないなどの、スポーツを行う権利を奪う行為は、不適切な指導です
- 指導者は、暴力行為による強制と服従では、優れた競技者や強いチームの育成が図れないことを認識し、暴力行為が、指導における必要「悪」という誤った考えを捨てること！